

第1回
幾春別川総合開発事業の
関係地方公共団体からなる検討の場

日 時：平成22年12月20日（月）10:00～11:15

場 所：岩見沢市自治体ネットワークセンター
4階マルチメディアホール

1. 開 会

○事務局（河川調整推進官）：

それでは、定刻となりましたので、ただいまより第1回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場を開催させていただきます。私は、本日司会進行を務めさせていただきます、北海道開発局河川計画課河川調整推進官の石川でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは座って議事を進行させていただきます。

本日の議事に入ります前に、会場の皆様をお願い申し上げます。会場の皆様には、「幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場」の公開についてと題しましたペーパーを入口のところで配布させていただいております。傍聴あるいは取材につきましては、議事進行の妨げにならないよう静粛にさせていただきますとともに、携帯電話につきましては、電源をお切りになるか、マナーモードに設定していただくようお願い申し上げます。また、議事の円滑な運営を図るため、フラッシュ、照明等を用いた撮影は冒頭の挨拶までとさせていただきます。また、傍聴席の前方や指定させていただいております撮影場所より前での撮影はお控えいただきますようお願い申し上げます。皆様のご協力をお願い申し上げます。

また、事務局では本検討の場の記録のため、録音及び撮影を行いますことをご了承願います。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。まず、皆様のお手元に議事次第、出席者名簿、表裏になっております資料があります。次に、資料1として検討の場規約（案）でございます。これも表裏になっております。資料2といたしまして今後の検討の進め方について、資料3、石狩川流域の概要、それから参考資料が1から4までございます。以上となりますが、資料の不足などございましたらお申し出ください。

続きまして、本日お集まりいただきました出席者の皆様方のご紹介をさせていただきます。北海道知事の代理であります北海道土木局長の田中様でございます。札幌市長の代理であります建設局理事の吉岡様でございます。岩見沢市長の代理であります建設部長の吉成様でございます。美唄市長の代理であります都市整備部長の山口様でございます。江別市長の三好昇様でございます。三笠市長の小林和男様でございます。石狩市長の田岡克介様でございます。当別町長の代理であります建設水道部長の滝本様でございます。新篠津村村長の代理であります副村長の白木様でございます。

検討主体北海道開発局からは、北海道開発局長の高松でございます。同じく建設部長の佐藤でございます。同じく建設部河川計画課長の鎌田でございます。札幌開発建設部長の北村でございます。同じく札幌開発建設部次長の宮島でございます。

それでは、議事に先立ちまして、北海道開発局長の高松よりご挨拶申し上げます。

2. 挨拶（北海道開発局）

○北海道開発局長(高松 泰) :

本日は年末のお忙しい中、本検討の場にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

国土交通省では、できるだけダムにたよらない治水への政策転換を進めるという考えに基づきまして、平成21年12月に今後の治水対策のあり方に関する有識者会議というのを設置いたしまして、治水対策のあり方について検討を進めておるところでございます。

本年9月に有識者会議により、今後の治水対策のあり方について中間とりまとめというものが取りまとめられましたことを受けまして、幾春別川総合開発事業の新桂沢ダム、三笠ぽんべつダムにつきまして、国土交通大臣からダム事業の検証に係る検討を行うよう指示があったところでございます。

検証に係る検討につきましては、科学的な合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図りながら、なおかつ地域の意向を十分に反映する措置をとりつつ進めることとされており、予断なく検証を行うこととされております。

この大臣指示を受けまして皆様方と調整をさせていただいておりましたが、このたび具体的な検討を進めるための関係地方公共団体からなる検討の場について、皆様方のご協力をいただき設置させていただいたところでございます。

今後、この検討の場を通じまして、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討について皆様からご意見をいただきながら、相互の立場を理解しつつ検討内容の認識を深め、検討を進めていきたいと思っておりますので、ご協力よろしく願いいたします。

本日は第1回目でございます。今後の検討の進め方などについて説明させていただき、皆様からご意見などを頂戴したいと考えております。どうぞよろしく願いいたします。

3. 議 事

○事務局(河川調整推進官) :

続きまして、これより議事に入りたいと思っております。円滑な運営のため、これより先のフラッシュ、照明等を用いた撮影はお控えくださるようご協力お願い申し上げます。

本日の議事についてですが、議事次第にありますように、規約について、今後の検討の進め方について、流域の概要についてということで予定しております。終了時間は11時15分ごろを予定しておりますので、ご協力お願いいたします。

まず、規約についてですけれども、これにつきまして私のほうから資料1を用いまして説明したいと思います。画面に資料1がありますけれども、お手元の資料をご覧ください。

幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場規約(案)でございます。名称、第1条「本会は、『幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の

場』(以下『検討の場』という。)と称する」。

目的、第2条「検討の場は、検討主体による幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を進めるに当たり、『ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目』(以下『再評価実施要領細目』という。)に基づき、検討主体と関係地方公共団体において相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深めることを目的とする」。

検討主体、第3条「検討主体とは、国土交通省北海道開発局をいう。検討主体は、再評価実施要領細目に基づき、幾春別川総合開発事業の検証に係る検討を行うものであり、検討の場の設置・運営、検討資料の作成、情報公開、主要な段階でのパブリックコメントの実施、学識経験を有する者・関係住民・関係地方公共団体の長・関係利水者からの意見聴取等を行い、対応方針の原案を作成する」。

検討の場、第4条「検討の場は、別紙で構成される」。別紙は、裏でございます。戻りまして、2「検討主体は、検討の場を招集し議題の提案をするとともに、検討主体の行う検討内容の説明を行う」。3「検討の場の構成員は、検討の場において検討主体が示した内容に対する見解を述べる」。4「構成員は、検討の場の開催を検討主体に要請することができる」。

情報公開、第5条「検討の場は、原則として公開する」。2「検討の場は傍聴することができる。なお、傍聴者は意見を述べることはできない」。3「検討の場に提出した資料は、会議終了後に公開するものとする。ただし、稀少野生動植物種の生息場所等を示す資料など、公開することが適切でない資料は、検討の場の構成員の過半数の了解を得て非公開とすることができる」。

事務局、第6条「検討の場の事務局は、国土交通省北海道開発局建設部及び札幌開発建設部に置く」。2「事務局は、検討の場の運営に関して必要な事務を処理する」。

規約の改正、第7条「この規約を改正する必要があると認められるときは、検討の場で協議する」。

その他、第8条「この規約に定めるもののほか、検討の場の運営に関し必要な事項は、検討の場で協議する」。

附則、この規約は、本日も承認していただけるのであればでございますけれども、「平成22年12月20日から施行する」ということでございます。

ただいまの規約について、何かご意見等はございますでしょうか。

(ありませんという発言あり)

異議等ないようですので、本日付で案を取りまして、これ以降この規約に基づき本検討の場を運営していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

続きまして、今後の検討の進め方についてご説明させていただきたいと思っております。資

料2を用いまして説明したいと思います。

資料2、1ページ目でございます。個別ダムの検証の進め方等ということでフローが示されております。これまでの動きでございますけれども、有識者会議が本年9月に中間とりまとめを公表しております。次に、ダム事業の検証に係る検討に関する再評価実施要領細目の策定というのが国土交通省で行われまして、次に国土交通大臣が個別ダムの検証に係る検討を指示しております。ここまで、有識者会議の中間とりまとめ、再評価実施要領細目、大臣からの指示というものが、参考資料1から3に示しております。これを受けまして検討主体による個別ダムの検証に係る検討を行うわけですが、赤枠で示しているところが、検討主体の北海道開発局が検討する内容でございます。

検討主体による検討を行いまして、検討主体から本省へ検討結果の報告をさせていただきます。それにつきまして有識者会議からの意見をいただいて、本省による対応方針等の決定、こういう大まかな流れになります。

検討主体による個別ダムの検証に係る検討の、具体的な検討内容はこういったものかというものを次に説明させていただきます。まず、検討に先立ちまして、検証対象ダム事業等の点検ということでございまして、必要に応じて総事業費・堆砂計画・工期や過去の洪水実績など計画の前提となっているデータ等について詳細に点検を行うということでございます。これを行いまして、次に目的別の検討を行うということでございます。目的別には、治水、利水などがございます。それぞれにつきまして検討していくということでございます。ここではまず、洪水調節、治水の面についての例でご説明させていただきます。

まず、複数の治水対策案を立案ということで、治水対策案は、河川整備計画において想定している目標と同程度の目標を達成することを基本として立案していきます。複数の治水対策案を立案します。各治水対策案は、河川を中心とした対策に加えて流域を中心とした対策を含めて幅広く検討することが重要であり、様々な方策、後ほど説明いたしますが、別紙1を組み合わせて立案するというところでございます。

治水対策案が多い場合は、概略評価により2から5案程度に治水対策案を抽出していきます。

それにつきまして治水対策案を評価軸ごとに評価していくということでございます。治水対策案を環境への影響などさまざまな評価軸、別紙2で後ほど説明しますが、で評価します。評価に当たっては、現状における施設の整備状況や事業の進捗状況等を原点として検討を行うということでございます。こういうことを行いまして、目的別の総合評価、ここですと洪水調節、治水対策についての総合評価を行うということでございます。

次に、こういった同じような検討を、新規利水の観点からの検討、流水の正常な機能の維持の観点からの検討を行うということで、こういったそれぞれの目的の検討を行い

まして、最終的には検証対象ダムの総合的な評価の検討を行うということでございます。最後に、対応方針（案）等の決定ということにつながっていきます。

ここまでの検討の進め方ですけれども、検証に係る検討に当たっては、科学的合理性、地域間の利害の衡平性、透明性の確保を図ることが重要であり、検討主体は、下記の①②を行った上で③を行う進め方で検討を行うというふうになっております。

①「関係地方公共団体からなる検討の場」を設置し、相互の立場を理解しつつ、検討内容の認識を深め検討を進める。検討の場は、この場でございます。②検討過程においては、「関係地方公共団体からなる検討の場」を公開するなど情報公開を行うとともに、主要な段階でパブリックコメントを行う。③学識経験を有する者、関係住民、関係地方公共団体の長、関係利水者の意見を聴く。最後に、検討主体は、検証の対象となるダム事業の対応方針の原案を作成し、事業評価監視委員会の意見を聴き、対応方針（案）を決定するというところでございます。

こういう検討を進める上で、次の2ページ目でございますが、治水対策の方策ということで、別紙1①、その次のページも含めまして、26の方策が有識者会議の中間とりまとめには示されております。河川を中心とした対策が2ページ、3ページ目には流域を中心とした対策。こういった幅広い方策を組み合わせる治水対策案を立案して比較検討をしていくということになります。

4ページ目でございます。それぞれの治水対策案について、河川や流域の特性に応じ、4ページの別紙2のような評価軸で評価をするということでございます。安全度のほかに、コスト、実現性、持続性、柔軟性、地域社会への影響、環境への影響、こういった評価軸で評価をしていくということでございます。

次に、8ページでございます。別紙6ということで、新規利水の観点からの検討がどのような流れで行われるかをご説明させていただきたいと思っております。まず、利水参画者に対しまして、ダム事業参画継続の意思があるか、開発量として何 m^3/s 必要か確認させていただきたいと思っております。あわせて、代替案が考えられないか検討するよう要請させていただきたいと思っております。

幾春別川総合開発事業におきましては、上水道と工業用水道の利水参画者であります桂沢水道企業団及び北海道に対しまして、必要となる資料等の提出について文書により別途要請させていただきたいと考えております。その要請につきまして検討主体として、利水参画者の代替案の可能性を、可能な範囲で確認させていただきたいと考えております。

検討主体は、ダム事業者や利水使用許可権者として有している情報に基づき可能な範囲で代替案を検討していきます。概略検討により、利水対策案を抽出し、利水対策案につきまして参画者に提示、意見聴取を行い、代替案を評価軸ごとに検討し、利水対策案について総合的に検討していくというような、このような流れで検討していきたいと考

えております。流水の正常な機能の維持の観点の検討におきましても、このフローを参考に検討を進めて参りたいと考えております。

次のページ、別紙7には、利水代替案の13の方策が示されております。別紙8は、新規利水の観点からの検討における評価軸ということで、目標、コスト、実現性、持続性、地域社会への影響、環境への影響、こういった評価軸で評価をしていくということでございます。

以上のように、今後、幾春別川総合開発事業におきまして、個別ダムの検証をこのような流れで進めていきたいと考えております。

説明は以上でございます。ただいまの説明でご意見、ご質問等がありましたら、ここでお受けしたいと思っております。何かございますでしょうか。よろしく申し上げます。

○石狩市長(田岡 克介)：

利水対策案というのは、それぞれ今計画を持っているのをベースにするのか、時点修正を当然加えていくのですけれども、時間的な調整は、利水側と検討の場との調整というのは一緒に進むということで考えてよろしいのでしょうか。

もっと具体的に言うと、当初考えていたより利水計画が例えば小さくなったりするときに、その案がどのぐらい小さくなるか固まっていない段階で、この計画と検討の場の整合というのは、それぞれ利水者側でしっかり持ってこいということですよ。

○事務局(河川調整推進官)：

そういうことになります。現時点で利水者の方々に私どもとしては確認をさせていただきたいと考えております。上に示してあるように、開発量として何 m^3/s 必要なのか。これまでお話しいただいている部分はあるのですけれども、改めて確認をさせていただきたい、そのように考えております。

○三笠市長(小林 和男)：

今後の検討の進め方ということでお話がございましたが、私どもダムを抱えている地域のまちとして、ここに今日お集まりの皆さん方との具体的な話し合いというのですか、そういうのは一切していないわけです。

ということは、私どものまちに降った雨はすべて下流に進んでいくわけでありますから、そういった意味で、関係市町村と議論する場といいますか、そういうことを考えているのか。もし考えていないのだとすれば、それはそれぞれの関係自治体で話し合いをしてくださいというものなのか、その辺をお聞かせいただきたい。

それと同時に、私ども今日集まっております自治体の長とのこういった会議は、今後どのぐらい予定をしているのか。今日は恐らく、11時15分ということでありますから、中身についての議論というのはほとんどできないのではないかとこのように思っておりますので、そういったことについてどのようにお考えになっているのかということについてまずお聞きしておきたいと思っております。

○事務局（河川調整推進官）：

まず、第1点目ですけれども、自治体の皆様と議論する場というのが、まさしくこの場だと思っております。今後どれくらいの頻度で行うかという質問とも関係すると思えますけれども、今後、多岐にわたる検討を私ども進めていかなければならないと考えています。その節目、節目で皆様方に検討内容をご説明させていただいて、その都度ご意見を伺えたらと思っております。まさしくこの場で関係する自治体の皆様のご意見を伺いながら検討を進めていきたい、そのように考えております。

○三笠市長(小林 和男)：

もう一度。そういった点では、再度確認させていただきますが、そうすると、ここで議論されることは、それぞれの自治体が、幾春別川総合開発計画で今日まで進めてきたこと、あるいは今後予想されること、当初予定していたこと、全て自分のまちの立場で発言して構わないというふうに理解していいのですか。

○事務局（河川計画課長）：

小林市長おっしゃられるとおり、各市町村の立場で意見をおっしゃっていただきたいというふうに思っております。

○三笠市長(小林 和男)：

わかりました。

最後に、次回の会議に必要な資料の請求といたしますか、皆さん方に用意していただきたいものが私のまちの場合はあるものですから、それらについての私たちの資料提供の要求というのは可能ですかどうか、それを一つ確認しておきたいと思えます。

○事務局（河川調整推進官）：

必要な資料におきましては、私ども用意させていただきたいと思えますので、お話しただければと思えます。よろしく願いいたします。

○江別市長(三好 昇)：

幅広くということになるのですけれども、話を進める上では、的を絞った中身の濃い議論をしなければならないのではないかなと思うのです。できますれば、この幅でこういう形の協議を次の回はするということをあらかじめご連絡いただけるような仕組みにしていれば、私のほうも市にあるいろんなことを見ながら、過去の事例もたくさんありますので、それを見ながら発言させていただきたいなと思っております。そのためには、あらかじめどういうテーマでやるのかお知らせいただければなと思っております。お願いいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

わかりました。事前にそういった情報提供をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、他にないようでしたら、次に進めさせていただきたいと思えます。ご意見

を伺うのは、最後にもう一度全体を通して伺いたいと思っております。続きまして、石狩川流域の概要につきまして、担当よりご説明させていただきます。

○事務局：

それでは、お手元の資料3について説明させていただきます。

1 ページです。流域及び河川の概要について説明いたします。石狩川の流域は、利根川に次いで全国第2位で、北海道の約6分の1を占めています。幹川流路延長は、信濃川、利根川に次いで全国3位となっております。また、石狩川には、空知川、夕張川など大きな支川が多数存在しています。資料左のグラフは、全国109の一級水系の流域面積と幹川流路延長を示していますが、幾春別川についても、全国の一級水系に匹敵する規模となっております。流域には46市町村があり、北海道の約2分の1に当たる300万人強の人口が集中し、北海道の社会・経済・文化の中心となっております。

続いて、2 ページです。石狩川の利用の現状について説明します。石狩川流域は、山林が最も多く約60%、続いて農地が約30%、市街地が約3%となっております。市街地、農地は、主に河川沿川の石狩平野、上川盆地の平地部に形成されています。

続いて、3 ページです。石狩川流域の変遷について説明します。図は、明治30年ごろから平成15年ごろの石狩平野下流部の状況です。土地利用が大きく変化し、湿地が減少し、農地、市街地が拡大しています。流域の人口は明治30年代から約7倍に増加し、石狩平野を中心とする下流部の平野では、耕地面積は約7倍、市街地面積は約43倍に増大しています。

続いて、4 ページです。石狩川の水利用の現状です。石狩川水系における国処分の水利権が399件あり、最も多いのはかんがい用水284件、最大取水量約824 m³/sあります。そのほか、発電用水42件、水道用水40件、工業用水16件などがあります。このように、石狩川の流水は流域に広く利用され、地域の産業や人々の生活を支えています。

続いて、5 ページです。石狩川流域の特徴について説明します。石狩川下流の道央圏は、北海道の政治・経済・文化の中心となっており、石狩湾新港、新千歳空港は、道央圏の物流拠点となり、高速道路、国道、鉄道などの主要交通機関が発達し、交通の要衝となっております。

続いて、6 ページです。横向きのグラフに水稻収穫量の全国上位5位までを掲載しています。また、隣の円グラフは、北海道内における石狩川流域の水稻収穫量のシェアを示しています。これらより、水稻収穫量は全国で北海道が最も多く、また北海道の中でも石狩、空知、上川中南部の石狩川流域に全体の4分の3が集中しております。石狩川流域での収穫量で見ても、秋田県と福島県との間程度に匹敵しています。下のグラフには、上川農業試験場の食味官能試験の結果を示しています。近年は、ななつぼしやゆめぴりかなどコシヒカリと同等以上の食味の品種も生産されており、道内、道外に広く供

給されています。

続いて、7ページです。こちらは、大豆、小麦、タマネギの収穫量と全国に占める割合を示しています。北海道は、大豆、小麦、タマネギとも全国第1位の収穫量となっています。下の円グラフについて石狩川下流域で見ますと、収穫量は大豆、小麦、タマネギでそれぞれ全国の約11%、17%、23%を占めています。このように、石狩川流域には穀倉地帯が広がり、日本の食料基地として重要な役割を担っております。

続いて、8ページです。石狩川下流には、さまざまな観光施設、特産品、イベントの開催などにより、年間を通じて流域人口の10倍以上の約4,000万人の観光客が訪れます。特に5月から10月の洪水期とも重なる夏期における入り込み客数が多くなっております。

続いて、9ページです。流域の特徴を説明してきましたが、流域の特産等を生かした近年行われている地域の取り組みを二つほど紹介します。一つは、ワインツーリズムで、石狩・空知地方にある多数のワイナリーを生かし、ワイナリーめぐりツアーを実施し、好評を得ています。二つ目は、グリーン・ツーリズムです。流域市町村において、都市近郊の立地条件を生かし、都市と農村の交流促進と相互理解を図るため、農業体験、ファームイン、修学旅行の受け入れなどの取り組みを行っています。このように、地域資源を生かした観光交流や地域づくりが進められております。

続いて、10ページです。流域における主な洪水の概要について説明します。古くは、開拓の進められた明治31年9月に未曾有の洪水が発生し、死者112名、被害家屋1万8,600戸、浸水面積1,500平方キロメートルの大災害をもたらしています。これがきっかけとなり、石狩川における治水に向けた調査等が始まっております。その後、明治37年にも洪水が発生し、この際も甚大な被害をもたらしています。その後も幾度となく甚大な被害に見舞われております。

特に昭和56年8月上旬洪水では、大雨が流域全体にわたり、札幌、旭川でも3日で300ミリに近い降雨が観測され、石狩大橋において観測史上最大の1万1,330 m^3/s の洪水流量が発生し、死者2名、被害家屋2万2,500戸、浸水面積614平方キロメートルの甚大な被害となっています。近年においても、昭和56年洪水に比較すると小さいですが、平成13年9月に前線と台風により、基準地点石狩大橋において約6,600 m^3/s の洪水により被害が発生しております。

続いて、11ページです。10ページで示した主な洪水の被害状況の写真を示しております。

続いて、12ページです。12ページは、昭和56年8月上旬の被害状況を示しております。この洪水においては、石狩川中下流部において計画高水位を超過し、石狩川新篠津築堤、幌向川、大鳳川など合計60カ所で越水破堤や法面崩壊等の災害が発生し、流域の各地で甚大な被害となりました。

続いて、13ページです。石狩川の治水の沿革について説明します。図は、過去の洪水の実績、計画の変遷、治水事業について年表の形で整理しています。明治31年、37年の洪水を受け、明治43年、ちょうど今から100年前より本格的な治水が始まっています。当初の治水対策としては、捷水路や支川のつけかえ、市街地周辺の堤防を中心とした整備が進められました。戦後においては、堤防の整備、河道掘削工事に加え、ダム等の洪水調節施設の整備が進められてきました。その後、当時の計画を上回る観測史上最大の昭和56年の洪水を受け計画を見直し、堤防の連続化、軟弱地盤に対応した堤防の整備、遊水地の整備等に取り組んでいます。

続いて、14ページです。13ページで説明しましたこれまでの治水対策を示しておりますが、地形や河川特性、地域特性等を踏まえた様々な治水対策を組み合わせ、総合的に実施しています。

続いて、15ページです。こちらは、現在進めている治水対策のベースとなる石狩川（下流）河川整備計画の概要です。平成19年9月に策定し、おおむね30年間の計画となっています。洪水対策の目標としては、戦後最大規模の昭和56年8月上旬降雨により発生する洪水を安全に流すこととしております。

続いて、16ページです。図は、これまでに整備済みの堤防等については、青色で記載しております。先ほどの整備計画に基づき今後実施していくものを赤色で示しております。堤防の部分は川沿いの部分、掘削については川の中のセンターに書いてある線でございます。堤防整備については約130キロ、河道掘削については約80キロの区間、そのほか中流遊水地等がございます。

続いて、18ページになります。ここからは支川幾春別川について説明します。こちらは、幾春別川周辺地域の土地利用の変遷です。石狩川同様、明治以降、治水事業や農地開発により土地利用が大きく変化しております。

続いて、19ページです。幾春別川の流水は、かんがい用水5件、水道用水1件、発電用水2件などとして利用されており、三笠市、岩見沢市、美唄市の生活や空知地域の農業等を支えています。

続いて、20ページです。幾春別川については、夏場の流水の利用が多く、現在の桂沢ダムからの補給を行いつつも、かんがい用水の取水制限がたびたび発生しており、昭和59年から平成20年までの25年間に12回の取水制限が行われており、近年においても、平成14年に54日間、平成15年、19年、20年にも30日前後の取水制限が行われています。

続いて、21ページです。幾春別川における主な洪水の概要について説明します。幾春別川については、昭和32年、既設の桂沢ダムが完成し、洪水調節効果を発揮しながらも、昭和41年8月、昭和50年8月洪水など、三笠市街地で洪水氾濫や河岸決壊などの被害が発生しております。また、昭和56年8月上旬洪水では、未曾有の大洪水で、

石狩川の高い水位の影響を長時間にわたり受けた旧美唄川沿川で広範囲に及ぶ内水被害が発生しております。

続いて、22ページです。幾春別川の治水事業の沿革について説明します。古くは、幾春別川と旧美唄川は別々に石狩川に合流していましたが、ここでは現在の幾春別川の流域として、旧美唄川も含めて沿革を説明します。①で示しておりますが、大正10年から14年に美唄川において上流部を石狩川につけかえております。このとき美唄川の中下流部を旧美唄川としております。その後、②に示しますが、昭和16年から36年にかけて、幾春別川を幌向川から分離して、石狩川に合流する新水路を整備しています。次に、③ですが、昭和26年から32年には、洪水調節、かんがい用水・水道用水の補給、発電を目的とした桂沢ダムが建設されています。さらに、④に示します、幾春別川の岩見沢市街周辺についてショートカットを実施しています。その後、平成3年から18年に、旧美唄川を幾春別川に合流させ、石狩川への合流点を下流に移す幾春別川新水路を整備しています。

続いて、23ページです。幾春別川の河川整備計画の概要について説明します。こちらは、現在進めている治水計画のベースとなる幾春別川河川整備計画の概要です。こちらは、平成18年9月に策定し、おおむね30年間の計画となっています。洪水対策の目標は、戦後最大規模の昭和56年8月上旬降雨により発生する洪水を石狩川の整備と相まって安全に流すこととしています。

続いて、24ページです。図は、これまでに整備済みの堤防、先ほどの石狩川と同じでございます。整備済みを青色で記載し、今後実施することについては赤色で示しております。幾春別川河川整備計画において、堤防整備約30キロ、河道掘削約10キロの区間となっております。

続いて、25ページです。幾春別川河川整備計画においては、河川環境に関して、おおむね10年に1回程度起こり得る渇水時においても、利水補給と相まって流水の正常な機能の維持を確保することがうたわれており、記載の水道用水、工業用水、発電等各用水の安定供給とあわせて河川水の確保を図ることとしています。

続いて、26ページです。今回の検証の対象となっております幾春別川総合開発事業の概要について説明します。本事業は、既設の桂沢ダムのかさ上げの新桂沢ダムと支川奔別川の三笠ぽんべつダムの2ダム1事業です。目的は、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道、工業用水道、発電です。洪水調節は、新桂沢ダム、三笠ぽんべつダムのダム地点において、計画の洪水に対しそれぞれ9割以上をカットするという計画となっております。流水の正常な機能の維持については、下流の既得用水の安定供給と、取水後においても河川の瀬切れがないように流水を補給するというものです。水道は、桂沢水道企業団に対し、新桂沢ダム地点において新たに1日最大8,640 m³の水道用水の取水が行えるようにするものです。工業用水道は、北海道に対し新たに1日最大1万2,

840万³の取水を行えるようにするものです。発電は、新設される新桂沢発電所で最大出力1万6,800キロワットの発電を行えるようにするものです。

続いて、27ページです。2ダムの緒元について説明します。新桂沢ダムについては、既設桂沢ダムの再開発であり、堤頂長約400メートル強、高さ75メートルのダムで、総貯水容量1億4,730万³となっております。容量の内訳は、図のとおりです。三笠ぼんべつダムについては、堤頂長160メートル、高さ53メートル、総貯水容量862万³のダムを新たに建設します。三笠ぼんべつダムは、洪水調節のみを目的とし、一定規模の洪水になると調節をしますが、普段は通常の川のような状態となります。

続いて、28ページです。現在の桂沢ダムと新桂沢ダムを比較したものです。新桂沢ダムについては、既設の桂沢ダムを11.9メートルかさ上げし、既存の洪水調節容量を約3.6倍に増量。新規開発分の水道用水、工業用水に加え、流水の正常な機能の維持として、各用水の安定供給及び渇水時の河川流水の確保のための容量を新たに設ける計画となっています。

続いて、29ページです。幾春別川総合開発事業の経緯について説明します。昭和32年6月に既設の桂沢ダムが完成しております。昭和56年8月上旬洪水を受けて改定された石狩川水系工事实施基本計画に基づき、昭和60年4月に実施計画調査に着手しています。その後、平成2年6月に建設事業に着手しています。平成6年1月に環境影響評価手続を完了、8月に総事業費700億円、予定工期平成16年の新桂沢ダム及び三笠ぼんべつダムの建設に関する基本計画を策定しています。その後、事業評価制度の導入により、平成11年に事業再評価を実施しています。また、平成9年の河川法改正に基づき、平成16年6月に石狩川河川整備基本方針を、平成18年に幾春別川総合開発事業を含む幾春別川河川整備計画を策定しております。その後、工業用水の減量に伴う容量配分の見直しを行い、平成20年11月に総事業費を835億円、予定工期を平成27年に変更するよう基本計画の改定を行っています。その後、平成21年に今回の検証の対象となるダム事業に区分されております。平成22年8月には事業再評価を実施し、継続としていますが、本事業の検証結果に応じて事業の進め方について判断することとしております。

続いて、30ページです。幾春別川総合開発事業の現状ですけれども、幾春別川総合開発事業は、総事業費835億円で、平成21年度末で全体の約50%の進捗となっております。新桂沢ダムについては、用地買収、付け替え道路、取水放流設備の整備を行っています。三笠ぼんべつダムについては、付け替え道路、本体整備に向けて河川を切りかえる仮排水路トンネルの整備を行い、民有地については100%取得済み、ダム本体関連工事については40%から50%の進捗となっています。

以上で流域の概要について説明を終わります。

○事務局（河川調整推進官）：

ただいま石狩川、幾春別川の流域の概要、それからダム、幾春別川総合開発事業の現状等説明させていただきました。これも含めまして、あと今後の検討の進め方も含めまして、全体を通じて皆様方からご意見がございましたら頂戴したいと思います。いかがでしょうか。三笠市長、お願いいたします。

○三笠市長(小林 和男)：

今ほど幾春別川の経過等についてお話しいただきましたが、私ども三笠市は、ダムの所在地であります。私自身もここでほとんど育ったものですから、過去の水害の洗礼を受けたといえますか、大変厳しい環境に置かれておりました、昭和32年にこのダムが完成したときには、当時人口約6万近くおったわけですけれども、ちょうちん行列をやるほど、これで水害が終わったということで、大変市民全体で盛り上がり、感謝したところでございます。

しかし、その後今日まで大小さまざまな部分がございます、約7回の水害に見舞われております。その中で特にひどかったのは昭和41年、昭和50年、そして56年の水害では大変甚大な被害を受け、死者まで出しているという状況であります。その都度、桂沢にダムができたのになぜだという、そういう市民の思いが実りまして、今回かさ上げということで、当時の計画では平成16年に全てが完成する予定でありましたけれども、法の改正とか、あるいはいろいろ時代に即応した点検等もございまして今日まで延びてきたわけでありますから、そういった中で作業がされて、いよいよ半分ぐらいでき上がった段階で見直しの対象になるということは、極めて地元の者としては、大変遺憾に思っているところでございます。

全国で84ダムについての見直しがあるわけですけれども、有識者会議の中でも、いろいろな今後の対応の仕方の一つとして、かさ上げが有効だというような、コストの面から考えてもそういった話がございましたが、まさに三笠市は、新しいダムをつくるのではなく、今ある現存のダムをかさ上げするという事業自体が一番多いわけでありまして、あわせて最大の支流であります奔別川にいわゆる洪水対策用のダムをつくると、こういうことありますから、地元の者としては、今回見直し対象になったということは非常に大きな怒りとして感じ取っております、このまま今後進めていけば、最近の集中的なゲリラ豪雨と言われるような現象が全国各地あるいは世界規模で起きているわけありますから、そういった意味については、きめ細かく各自治体の実態を聴取してもらわないと、上滑りだけの議論であってはならないと、このように思っておりますので、ぜひそういった方向で今後の議論を進めていただきたいということをお願いしておきたいと同時に、上流がこういう被害を受けるということは、当然その水は下流に行くわけありますから、岩見沢以下いわゆる下流の自治体においてそれを上回る被害が起きてきたということも歴史の上で明らかになっておりますので、そういった意味でも、今後積極的にそういった部分での資料提供をお願いしておきたいと思っております。

先ほども確認させていただきましたが、資料要求の部分を申し上げてよろしいでしょうか。それでは、私のほうから申し上げますが、三笠市の行政面積は約3万ヘクタールぐらいございます。そのうち傾斜地が圧倒的に多いわけです。もともと石炭を掘り出すまちとして形成されたものですから、山合いにあります。私たちの居住地域というのは、総面積のうちの3.2%しかない。ここに仮に昭和56年のように300ミリを超える雨が降れば、一気にそれらが一番低い幾春別川に集まってくるわけでありまして。ざっと計算しただけでも、約1億 m^3 ぐらい、つまり1億トンの水が幾春別川に1日ないし2日で集まると、こういう状況でありますから、当然高さにすれば約1メートルに近い水が、全面積に降ったものが1カ所に集まるということです。

しかもそれは、中小堤防を上げるということの不可能さ、それではまちそのものがなくなってしまうというような状況がありますから、ぜひそういった等高線が入った三笠の行政区域内の地形図をよろしく用意していただきたいということと、過去、三笠市にとっては7回の水害がございますが、そこで冠水を受けた地域がどれほどの面積あるのか、地図上に落としたものをぜひお願いしておきたい。

あわせて、中間報告の中には非常に難しい、いわゆる独特の専門用語があります。これは、我々一般の者にとっては理解しがたい言葉が多いわけですので、それらについての解説文も、簡易で結構ですから、そういったものを用意していただきたい。そういうことをお願いしておきたい。

そしてまた、私どものまちでは過去に12回の取水制限をしました。これによる農業被害も出ているわけでありまして、こういった部分についてのデータもお願いしておきたいと思っておりますし、このダムは多目的ダムでありますので、水力発電を2カ所でやっておりますが、これを今後、日本のいわゆる温暖化対策の一環として、国としてどんな位置づけにしてしようとしているのか、クリーンエネルギーの問題についても若干資料を提出していただきたい。

それから、この昭和41年の水害のときには、桂沢ダムは放水ということはしなかったわけです。それでもあれだけの被害があるわけですけれども、当時の国土交通省の資料を見ますと、もしあと数時間あの雨が続けば、ダムが崩壊につながっていくということで放水しなければならないというような記載がありました。そうなれば当然、そういう最悪の事態すら予想できたわけですので、その辺の放水の基準、あるいはどういう状況において放水すべきなのか、そういった過去のデータに基づいて行われたものについての資料も提供していただきたい。その点については、次回の議論の場で参考にさせていただきたいと思っておりますので、ぜひお願いしておきたいと思っております。

以上です。

○事務局（河川計画課長）：

わかりました。今ほど要望のありました資料につきまして、私どものほうで取りまと

めたいと思っていますけれども、取りまとめに当たっては、三笠市を初め各市町村のほうにもご協力いただく場面があるかと思えます。そのときにはぜひご協力のほうお願いしたいと思えます。

○事務局（河川調整推進官）：

江別市さん、よろしくお願ひします。

○江別市長(三好 昇)：

江別市でございませうけれども、江別市も、石狩川ばかりではなくて、夕張川とちよーど千歳川が合流してございまして、過去にも随分水害がございませう。市民にとりまして、水害対策というのは大変な重大関心とございませうか、そういう状況になってございませう。上流域での治水対策がしっかりとできれば、下流域でも少しは安心できるという形になりませうから、ぜひとも万全の治水対策をお願ひしたいと思ひてございませう。

今ほど小林市長さんのほうからもいろいろ資料の話がございませうけれども、ここ数年間でゲリラ豪雨、随分ございませう。そのゲリラ豪雨の対応とございませうか、検証したものがございませうたら、それもいつかの検討する時点で資料を出していただければよろしいのではなからうかなと思ひてございませう。

もう一つは、流木対策です。流木が流れてきて、港湾、海の関係も含めまして地域で大変な被害がございませうけれども、ダムがそういうものをしっかりと守っていただければよーうな、そういうデータがあるのかどうか、そんなよーうなこともできますれば次回検討するときに資料をいただければなと思ひてございませう。どうぞよろしくお願ひいたします。

○事務局（河川調整推進官）：

そのほかございませうでしょうか。

○石狩市長(田岡克介)：

スケジュールは決まっておりますか。

○事務局（河川計画課長）：

スケジュールのほうは、ここにございませうとございませう、検討する項目がかなり、幅も広いでございませうし、多岐にわたってございませうので、今の段階でいついつまでにとございませうことは申し上げられる見通しは立っていないのでございませうけれども、もちろん既に基本計画として決まっております事業でございませうので、できるだけ早く検討の作業を進めたい、そういうふうにとございませう考えてございませう。

○事務局（河川調整推進官）：

そのほかございませうでしょうか。

○札幌市建設局理事（吉岡 亨）：

札幌市でございませう。今、小林市長あるいは三好市長からお話あつたとおりのことに尽きるのかなと思ひてございませうけれども、下流域の都市としての立場ということで発言させていただければと思ひてございませう。

説明にもありましたように、流域、北海道の6分の1という広い中、札幌市としては、いわゆる石狩川の流域としての面積は小そうございますけれども、今小林市長のほうから実体験に基づく貴重なお話ありましたけれども、札幌市が今日の発展を見たというの、そういった治水の成果によって、大きな被害が過去になかったというようなことも要因の一つかなと思われまますので、開発局初め、あるいは地元の自治体として、そういった上流域でのご苦労があつてのことだということは、この場をかりまして感謝と敬意を表する次第でございます。

札幌市もそういったことで、石狩川の治水事業は大変重要な事業だと認識しているところでございますし、また幾春別川の事業につきましても、今縷々お話ありましたように、治水の観点あるいは利水の観点からも大変重要だという認識はしております。ただ、この議論、先ほどのお話にもありましたけれども、お金の使われ方あるいは使い方としてどうなのか、適当なのかという、全国的な流れの中でこういった検証事業が始まっているわけですから、逆に大変いい、市民あるいは流域住民の方への説明のチャンスととらえて、大変重要で意義のある事業だということでは論をまたないと思ひますので、その代替施策としての施策が成り立つのかどうかというところを、この場で縮こまらず正々堂々と検証していくことが大切なのかなというふうに思ひますので、そういった場になるよう札幌市も臨んでまいりたいと思ひますし、また事務局としてもそういったご努力をいただければということをお願いして、発言といたします。

以上でございます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございます。ぜひそのように進めていきたいと思ひます。

そのほかございませんでしょうか。岩見沢市さん、どうでしょうか。

○岩見沢市建設部長（吉成 潔）：

岩見沢市でございます。先ほど小林市長がおっしゃったように、ダムの見直しはいいのですけれども、幾春別川に関しては、既に既存のダムがあるわけです。国は今、財政的に厳しい中で、いろんな公共物に対して長寿命化ですとかストック活用だとかということをしきりに言われて、我々自治体もそういったことを考えているのですけれども、そういった観点からいってみても、既存のダムを利活用するということは第一に考えるべきだと思うのです。

先ほどの説明の中で、幾春別川水系は1秒間に1, 100 m³ですか、この水をコントロールするという計画が立っているのですけれども、これだけの水をコントロールするのに、もしダムが現状のままだとするとどこかであふれるという、単純な考えですけれども、そういうことになると思うのですけれども、そういった場合、岩見沢市の場合、幾春別川はまちの中を流れています。

仮にダムがこのままということになると、河川断面を大きくするですとか、堤防をつ

くるだとか、まちの中を流れている幾春別川でそういったことが今後もしあるとなると、まちを壊すような形になります。既存のインフラ、既にもう整備されていますけれども、そういったことをまた一からつくり直す、まちをつくり直すということにもなりかねない状況になると思うのです。

そうなってくると、単なる治水、利水だけではなくて、まちづくりそのものの根幹が揺らぐというようなことも懸念されるのかなと。今日は初めてということで、細かいいろいろな資料等はないですけれども、今お聞きした話の中では、そういったことが心配されるなということですよ。

○事務局（河川調整推進官）：

そのほかございませんでしょうか。美唄市さん、どうでしょう。

○美唄市都市整備部長（山口 隆慶）：

特にありません。

○事務局（河川調整推進官）：

当別町さん、何かございますか。

○当別町建設水道部長（滝本 隆志）：

当別町でございます。先ほどの三笠市さんと同じような形で当別町も、今建設中でございますけれども、当別ダムを抱えております。昭和56年の災害でございますけれども、当別町も同じくかなりの浸水面積が出まして、農地または酪農に関しては非常に被害を受けておまして、うちの町長がよく言うのですが、56年の大水のときに、牛ですとか馬ですとか、それが流されていくのを、それぞれ酪農家の方が涙を流しながらいたと、そういった状況もございますし、死亡も1人発生しております。

そういった地元の思いというのが非常に強いわけございまして、そういった部分のお金にはかえられない部分がございます。実際に災害を受けると、水は1日で引きますけれども、実際に農地なんか冠水いたしますと、何年も復興にかかるということもございまして、それらの思いもこういうような検討会の中で討議されれば大変ありがたいかなというふうに考えております。

以上でございます。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございます。

では、新篠津村さん、ございますでしょうか。

○新篠津村村副村長（白木 昭）：

新篠津村ですが、特にございませませんが、私どもも洪水の中で戦って今の歴史があるのですけれども、幾春別川の下流の地域ということもあって、この川を生かしていろいろまちづくりもやっておりますが、今回この事業の対象になっているダムの関係ですが、これができたから、全て私ども今後洪水云々にならないのかということにもなりません。

が、特に計画の中であります遊水地計画、私どものすぐ隣、岩見沢、北村という地域、もともとのなのですが、ここの遊水地計画も、できれば早期解決していただければ、下流の洪水にもある程度歯どめがかかるのかなど、こんなことを今思っておりますので、あわせてお願いしたいなと思います。

○事務局（河川調整推進官）：

ありがとうございます。

そのほかございませんでしょうか。北海道さん、どうでしょうか。

○北海道土木局長（田中 実）：

北海道といたしましては、これまでもダムに対する熱い熱意を持たれている方、抜本的な治水対策を望まれている方、いろんなご意見を伺ってきたところでございます。また、ダムに対していろいろなお考えをお持ちの方のご意見も伺ってきたところでございます。たびたびご意見をお伺いしてきたところなのですけれども、知事も機会あるごとに、その機会をとらまえて2度ほどご意見を伺ってきたところでございます。

いずれにいたしましても幾春別川の総合開発計画というのは、長い年月をかけてここまで積み上げてこられたものだと思いますし、治水に対する思い、利水に対する思いは変わっておられないと思いますので、開発局さんにおかれましては、今回の検討はできるだけ早くお進めいただくことと、この事業に対して広く地域の意見をお伺いして対応方針を決めていただくことをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○事務局（河川計画課長）：

今ほど、構成員になっていただいています各首長さん、あるいは北海道のほうからご意見をいただきました。私どもこの幾春別川総合開発事業の検証を進めるには、今日ご出席いただきました皆さん方のご協力なしには進めることができません。今日も幾つか厳しいご意見もありましたし、こういった資料をぜひ次回の会合に用意してほしい、そういうご要望もありましたので、今日の会議に限らずといいますか、今後もそのようなご要望がありましたら、私ども事務局のほうにお寄せいただきたいなというふうに思います。

先ほど田岡市長のほうからスケジュールはどうなっているんだというご質問もございましたけれども、私どもも、ダムの基本計画に基づいて実施している事業でございますが、できるだけ作業を早く進めさせていただきたいというふうに思っております。次回以降も皆さん方のご出席をいただきながら、ダムの検証作業を行っていきたいと思いますので、引き続きどうぞよろしくお願いしたいと思います。

4. その他

○事務局（河川調整推進官）：

ほかにごございませんでしょうか。ないようですので、本日の第1回目の検討の場の議

事をこれにて終了させていただきたいと思います。

ご出席の皆様におかれましては、年末のお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。また、会場の皆様も、議事の運営にご協力いただきまして、大変ありがとうございました。

本日使用しました資料は、北海道開発局のホームページにて公表させていただきたいと思います。また、本日の議事録につきましても、皆様方の確認をいただいた後、同じく公表させていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

5. 閉 会

○事務局（河川調整推進官）：

それでは、以上をもちまして第1回幾春別川総合開発事業の関係地方公共団体からなる検討の場を閉会させていただきたいと思います。本日はどうもありがとうございました。